



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 毒ガス問題 第2次移送(3)(屋良主席の外務大臣に対する要請 外務 省外交史料館レファレンス番号 : nd)
Author(s)	-
Citation	平成26年度外交記録公開(2) 公開日 : 平成27年1月15日 外務省外交史料館管理番号 : A'.3.0.0.7-1(210) CD・DVD 番号 : H26-004
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43784
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

屋良主席の外務大臣に対する要請

大臣

アメリカ局長

コナ、米行

2000- 1/8 23

総 渉 第 8 6 号
1 9 7 1 年 5 月 1 日

日本政府外務大臣
愛 知 揆 一 殿

琉球政府
行政主席 屋 良 朝 苗

毒ガス移送に関する要請

沖縄に貯蔵されている毒ガス兵器の第2次以降の移送について、4月30日、琉球政府は米軍に対し「毒ガス移送安全対策」(第1次分)を提出し、移送コースについても了解しました。

つきましては、その早期完全移送のために、下記の事項についてその実現方を要請いたします。

記

1 第2次以降の移送コースについては、米軍の指摘したルートを琉球政府も了解しました。関係市町村においては、議会で移送コースについて反対決議をしている立場もあつて、現段階においてはこれに反対しているが、琉球政府としては、さらに具体的な安全対策を示し、話し合うことによつて、結局は了解が得られるものと確信しております。

49.5.-4

琉球政府

1162

- 2 この毒ガス移送に関連する諸経費については、すべて米軍が負担することが当然でありますので、その面の強力な外交折衝方をお願いいたしますとともに、その早期撤去の必要性にかんがみ、本土政府におかれても、毒ガス移送に必要な諸経費については、特段のご協力とご高配をお願いいたします。
- 3 別記「毒ガス撤去の安全対策」(第1次分)を米軍に要請してありますので、その実現方に最大のご協力をお願いいたします。

琉球政府

記

1 本体（容器）

毒ガスが詰めこまれている本体（容器）の種類は砲弾・爆弾・ロケット弾・臼砲および1トン入り鉄製のボンベで弾体はすべて起爆装置（信管）は抜かれ偶発的な爆発は全くあり得ないといわれている。（万一の爆発事故とは車と車がしりぞき、大火災がおきたとき、あるいは飛行機が輸送車群に墜落して火災がおきたときだと米軍は言明している）が、少量のもれの事故でも絶対おこらないよう次のことを明確にするよう強く申し入れる。

- (1) 移送する毒ガス剤の種類および数量（本数を含む）を明確にすること。
- (2) 移送する毒ガス剤のおさめられている容器の種類および1本当りの重量を明確にすること。
- (3) 移送する毒ガス剤の製造年月日を明確にすること。
- (4) 移送する毒ガス剤の容器の状態について次のとおり厳重に点検させる。

ア 砲弾の塗装状態は良好かどうか。

イ サビなどの異状は発生していないか。

ウ 砲弾の乾燥状態は良好か、どうか。

エ 万一のしみ状（あるいは液状）の滲出はないか、どうか。

オ 微細でも亀裂などの欠損状態はないか、どうか。

2 移送における安全性

毒ガス兵器の輸送にあたっては、運搬車両および重機等々の完全整備、熟練した作業員による取扱い、および積荷の確実な支持固定が安全対策上もつとも重要なことである。

したがって、次の事項を米軍に要求し、これらが順守されているかどうか点検確認する。

- (1) 兵器の輸送および積み込み、積みおろしに使用するトラック・トレーおよび重機等は常に最善の状態にあるように整備し、そのつど、これを点検・確認すること。

これに必要な整備基準・点検表（Check sheet）を琉球政府側にも提示すること。

- (2) 兵器の車両への積み込みおよび積みおろしの作業は、資格があり、熟練した作業員によつて、かつ上級監督者の監視のもとに安全確実に行なうこと。

（この場合の従うべき作業手順を提示すること。）

- (3) 輸送隊に属するすべての車両は、十分な経験のある資格者によつて運転されなければならない。

これらの運転者は、通過すべき道路の状況・走行速度・車間距離および万一の事故発生時における応急措置などについて、あらかじめ、十分な知識と訓練を行なうこと。

(4) 輸送されている兵器の梱包は、安全輸送を確保するに十分な強度と構造のものを使用し、全輸送過程において、いかなる場合も緩みや破損を生じないように強固に組み立てられること。

(5) 積載された兵器は、車両上に確実に支持固定され、急停車の場合の衝撃および急坂登降時にも、積載位置がずれないように十分な配慮がなされること。
固定に使用されるナイロンロープは十分な強度を有し、かつ、使用前には必ずきずの有無を点検すること。

(6) 積載された化学兵器は、各車両ごとに、その種類および数量を輸送計画と照合して確認すること。(車両番号も含む)
以上の各項目に要求された事項が确实・適正に行なわれたかどうかを確認する機会を琉球政府側に与えること。

3 陸上輸送における安全性

陸上輸送における安全確保には、道路の完全整備が必須条件といえる。

したがって、次の事項を要求し、完全に順守されているかどうか琉球政府側に点検・確認させること。

(1) 道路線形要素について

候補コースに沿う既設軍施設内道路および政府道(または軍道路)の部分は特に問題となる部分は少ないが、移送のため

めに新設されるべき道路の建設基準については、不明確不十分な点があるので各線形要素について次の事項を安全の面から順守すること。

道路の構造基準

線形要素	構造設計値	摘 要
幅 員	a 車 道	※条件とは、この幅員では
	①望ましい値 6.0m	万一事故発生の際、事故
	②条件付許容値 3.70m	車への他の車両の接近が
b 路 肩	両側 2.0m	困難と思われるのでch/c
		対処する方策があること
c 全幅(車道+路肩)		である。
	①望ましい値 10m	
	②条件付許容値 7.70m	
最急縦断勾配:	8 %	
	※	
最小曲線半径:	60m	※トレーラーの曲線を走行中の内側車輪の軌跡が有すべき値
横断勾配	a 車 道 2 %	
	b 路 肩 4~6%	
舗 装	車道部は2インチ厚アスファルトコンクリー	

ト表層とし、路肩は安定処理を施す。

走行速度 20m.P.h

これらの基準は、既設道路の改良を要する部分についても適用すること。

(2) 盛土・切土構造部分の安定

道路の構造物および盛土が所は、設計前に十分な土地調査を行ない、設定時点で所定の安定計算（構造物の安定・路体のすべり、圧密沈下など）をなし、車両走行時の路体の欠損を未然に防ぐようにすること。また、施行時における盛土材の締め固めは、その最適含水比における最大乾燥密度の90%以上とすること。

(3) その他の事項

- ア 輸送開始前に、全ルートの詳細に点検し、路上の障害物その他の完全除去に努めること。
- イ 輸送作業は、豪雨・強風・濃霧のような悪天候や輸送路上周辺に雷雨があるときには中止すると言明しているが、小雨のときでも路面は輸送車のスリップなどによる事故のおそれのあることにも万全の注意を払うこと。
- ウ 盛土部その他路側が低地への急な斜面を有する部分にはガードフェンスを設置すること。
- エ 新設・改良が完成した段階で、全線につき琉球政府側

専門委員に点検・視察をさせること。

(4) 交通の規則

輸送時は対面車の交通を完全に規制すること。

追従車については、別添に提示されるであろう許容間隔を置いて交通を許すこと。長期間にわたる交通規制によつて、その地域経済に悪影響をおよぼすので可能なかぎり迂迴路を確保し、その利便をはかること。

4 移送終点（棧橋）における安全性

安全確保のためには、棧橋の維持管理、棧橋上の貨物、および車両の整理については責任者による厳重な監督が必要である。

したがつて、次の事項を要求し、それが実施されているかどうかを点検確認する。

(1) 棧橋

- ア ビヤー（取付部および埠頭）の舗装路面は車両の通行に最も安全な状態に維持すること。
- イ 棧橋構造に対し、設計条件以上の衝撃力およびけん引力を与えないよう管理すること。
- ウ 毒ガス移送に関係のない貨物車両などは棧橋上に置かないこと。

(2) 棧橋上の輸送車両の配置および交通整理

- ア 棧橋上における交通の安全を守るため、荷役に関係するト

レーラーは、一定数に制限し、その他のトレーラーは指定された駐車場に待機させること。

イ トレーラー以外の車両は、荷役作業に支障のない位置に配置すること。

(3) 栈橋上での荷降しおよび船積み

ア 毒ガスは、船積み前にさらに検査し、荷降し、船積み船倉入れ作業については、常に責任者の厳重な監督のもとに行なうこと。

イ 船積みした容器は、動かないようにしっかりと固定すること。

ウ すべての荷役機械は、整備基準に基づき整備を行ない、チェックを受けたあとを使用すること。

エ 荷降しには、船積み最小限5トン吊りの能力のあるジブクレーンを使用すること。

オ 荷役作業中は常時危険信号旗を掲げること。

5 海上輸送における安全性（停泊中・出入港）

海上輸送における安全性を確保するため、次の事項を要求し、順守させること。

(1) 船舶の出入港は軍港湾規則、米国沿岸警備隊規則の適用を受けること。

(2) 当該船舶の接岸は気象・海象条件が悪い場合は、けい船しないものとし、その判断については責任者によるものと

する。また、海象条件が悪い場合は沖合いに停泊すること。

6 海面の汚染調査

海面の汚染調査は、船積み前の点検とクレーンでの積み込み作業時の事故がなければ必要としないが、次の場合は点検、調査のうえ、解毒を完全に行なうこと。

- (1) クレーンでの積み込み作業中、船体等にパレットが衝突し、砲弾に微細でも亀裂などの欠損をきたしたとき。
- (2) 積み込み作業中、パレットまたは砲弾を海中に落したときはすみやかに引上げ砲弾の細かい点検後、万一亀裂などの欠損を確認したとき。
- (3) 積載後、金武湾または沖縄近海航行中に海難事故を起したとき。

7 上空の飛行禁止

知花の弾薬貯蔵庫、想定される輸送コースおよび天願棧橋は、すべて嘉手納飛行場の滑走路の延長線上にあり、昼夜をたがわず航空機の離着陸が行なわれている。

砲弾は信管を抜いてあるので、それ自体としては、危険性はほぼ皆無といえるが飛行機の墜落による爆発事故をさけるため、輸送中の輸送車群および天願棧橋の上空の飛行は絶対さけること。

8 気象観測について

豪雨、強風等の悪天候の場合は、作業は中止されると米軍は

明らかにしている。移送に道する日の決定および万一に備える体制をとるためには、気象観測が重要な役割を負う。したがって、次の事項を要求する。

- (1) 毒ガス輸送に関するすべての気象観測および天気予報は米軍の責任において行なうこと。
- (2) 米国から微気象の専門家を早めに (Micro-meteorological expert) 招請し、琉球政府側と共同で輸送コースおよび作業地域における気象観測場所の配置、観測、通報の回数、その他について協議すること。
- (3) 輸送作業途中で急に悪天候になつた時の米軍のとるべき処置について明らかにすること。

9 探知器の点検、配置

琉球政府側専門委員とのデスクッションで提示された検知方式は二種類 (M18、M15) であつた。

これに対し、この程度の検知方式では不十分であることを指摘し、テレメーター等の方法による遠隔探知方式をとるよう強く要求した結果、M42探知自動警報装置を米本国からとりよせるとの確約を得た。今後の毒ガス輸送には次のことを要求する。

- (1) 遠隔地から自動警報できる探知器を必要十分な数を確保すること。

- (2) 輸送車群の各トレーラーに探知器を配置すること。
- (3) 輸送経路沿いにおける探知器の設置場所については、琉球政府側と協議決定すること。

なお、予め関係市村とも協議する。

10 警報とその伝達

万一に備え、警報器材を確保し、警報伝達の方法をあらかじめ定め、周知徹底をはかることが必要である。

そのために、次の事項を要求する。

- (1) 警報器材を必要十分な数を確保すること。
- (2) 警報伝達の具体的方法は米軍と琉球政府が協議決定する。

なお、警報器の設置場所および警報伝達の具体的方法等については、関係市村とも十分な協議をする。

11 解毒剤の配置

万一に備え、十分な量の解毒剤を配備する必要がある。したがって、次の事項を要求する。

- (1) 荷積場所（知花）、輸送経路、輸送車群、栈橋に十分な解毒剤を配備すること。
- (2) 解毒車は輸送車群の中間と後尾に配置すること。
- (3) 輸送経路の沿道に配備される解毒剤の設置場所、数量、種類については、後日米軍と琉球政府が協議して決定する。

なお、解毒剤の設置場所については、関係市村とも協議する。

12 避難について

米軍は、第一次移送以来、一貫して化学兵器の移送については、安全性は完璧であり、住民の避難は、まったく必要がないとくり返えし主張している。

その理由として、毒ガスが詰込まれている容器はすべて起爆装置（信管）は抜かれており、爆発の恐れはまったくない。容器からの漏出は、あらかじめ厳重に点検されたのちに移送される。また米本国において多年にわたる数多くの化学兵器輸送において、事故を起した例もなく避難を実施したこともないからだと言明している。

しかしながら、万一の事故発生に対処するため、次のことを強く要求する。

- (1) 万一の事故に備え、避難できるよう必要十分な車両数を配置すること。
- (2) 避難に要した一切の損失または損害を完全に補償すること。
- (3) 避難の具体的方法（配車・伝達・誘導・場所・保安・見張り・その他については対策本部と市村で検討し、立案する。）

13 被災した場合の救援体制

救援活動について、米軍から示されたことは、①輸送車群に救急車を配置する。②レッドハット作戦中、二つの医療班（キャンプコートニー、キャンプヘーグ）を配置し、待機させる。③救護本部と

して陸軍病院をあてるなどである。

これは救護活動の三段階の構えであり、理解できる救護体制であるが、さらに次のことについて確認する。

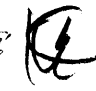
- (1) 緊急時に早急かつ効果的に被災者の救援活動ができるよう必要な医師および医療技術者を確保しておくこと。
- (2) エマージェンシーシヤワを輸送経路上に必要数を確保すること。
- (3) 通信手段について万全の方法を講ずること。
- (4) 被災者の緊急救護のためヘリコプターが用意される場合、離着陸にあたっては風圧による毒ガスの拡散に十分注意し、離着陸の場所は十分検討し、選定すること。
- (5) 準備される医療器具ならびに医薬品は十分な量と点検を行なうこと。
- (6) 移送期間中は十分なベット数を確保すること。
- (7) 医薬品の種類、医療班の配置、具体的な救護の方法については、琉球政府側と協議すること。


14 完全撤去の確認について

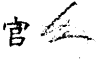
琉球政府の撤去確認の要求に対し、高等弁務官は、「日米琉三政府当局によつて同意される専門家のチームによつて化学兵器の撤去を確認させるようにしたい。」旨の回答（3月23日づけ）を行なっている。

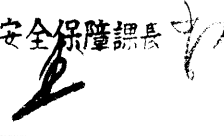
したがって、琉球政府が指名するものの立入り検査と完全撤去

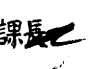
の確認を是非実現させること。

大臣秘書官 

アメリカ局長 

参事官 

安全保障課長 

北米才一課長 

毒ガス移送ルート決定に関する琉政
屋良主席発・外務大臣宛電報

4.5.6
米北1

4月30日琉球政府屋良行政主席は、琉球政府
が同日付をもって米軍提議の才2・才3折衷案と
指摘

才2次以降の毒ガス移送ルートとして了承したことに関
し、別添のとりの外務大臣宛電報を送付いたしました
ので回覧に供します。

なお、右電報の文面は下記のとおりです。

記

「毒ガス移送才2次以降のコースについては

返書はすると思っております。

別添の要請書を送付致し、お返しをいたします。

本日、米軍から才2・才3の折衷案にたい旨指摘
があり、関係市町村の反対がありましたが、琉球
政府はこれを了解しました。これまでの御努力に
感謝し、移送がより安全に行なわれるよう今後
の諸問題について特段の御協力をお願いいたします。
琉球政府行政主席 屋良朝苗

電 報

送信通過番号

信通過番号

着信番号



送信	時	分	送信者	照合者	受信
<p>（五）七四一イ ウナ ニ三三 オキナワナハ 四〇七ニ 〇四・五四 トウキヨウ 急 カスミガ セキニノニノ一 ガ イムシヨウキツケレガ イムダ イジ ンレ アイチキイチ殿</p>					
<p>ドクガ スイソウダ イニジ イコウノコウスニツイテワホンジ ツベ イグ ンカラダ イニダ イミノセツチュウアンニシタイ ムネシテキガ アリカンケイシチヨウソンノハンタイガ アリマシ タガ リユウキユウセイフワコレヨリヨウカイシマシタコレマデ ノゴ リヨリヨクニカンシヤシソウガ ヨリアンゼ ンニオコナ ワレルヨウコンゴ ノシヨモンダ イニツイテトクダ ンノゴ キ ヨウリヨクヲオネガ イシマスレリユウキユウセイフギ ヨウセイ シユ セキヤラチヨウビ ヨウ</p>					
<p>この欄の記載順序は次のとおりです。 第一行 局用記事・第二行（種類）・字数・発信局・発信番号（受付日）・受付時刻</p>					
<p>電話番号 対話者 殿</p>					
<p>1241 46.4.30 せくください。</p>					

電報第33号 (令)

日本電報第33号 (令)

日本電信電話公社